

ポーランド・クラクフ／オーストリア・ウィーンにおけるトラウマ・ケアの現状

鹿児島純心女子大学大学院 餅原尚子
鹿児島純心女子大学大学院 久留一郎

和文要旨

筆者らは、平成26年度～平成28年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究(C) [研究代表者 餅原尚子，研究分担者 久留一郎]「惨事体験・目撃のストレス（PTSD，CIS）と感情労働に関する臨床心理学的研究」により、ポーランド，オーストリアにおけるPTSD（心的外傷後ストレス障害），CIS（惨事ストレス）に関する調査・研究を行った。特に，アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制絶滅収容所を皮切りに，その後，生還した人々がどのように生き，あの忌まわしい出来事を体験しながら，国や街がどのような人間観の中で，人々の心の灯を支え，ともし続けているのか，わずか一週間（平成29年3月18日～26日）の出張であったが，感得したことを報告する。

1. アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制絶滅収容所(2017.3.19)／シンドラー博物館(2017.3.21)

「私はこれまで，アウシュヴィッツ駅でおこなわれた最初の選別の際に起こったことについて公表をさしひかえてきた。それはほんのちょっとしたことなのだが，それを公表しなかった理由は，あれはもしかしたら自分の思い込みだったのではないかと，と今日まで確信が持てなかったからである（フランクル，1998）」と，精神科医でありロゴセラピー創始者のFranklは，強制絶滅収容所からの生還を果たし，余命いくばくもない状況の中で記した回想録の中で，そう述べている。「解離」の症状を思わせる言葉である。「異常な状況においては，異常な反応がまさに正常な行動である。精神医学者としてもわれわれは一人の人間がより正常であればあるほど，それだけ一層，彼は彼がある異常な状況に陥ったという事実に対して異常に反応するものである」というフランクル（1956）の言葉にもあらわれている。

以下，「夜と霧」（フランクル，1956）を引用しながら，筆者らが今回見聞きした事実を述べてみる。

売店のガイドブックには，「場の尊厳にふさわ

しい服でお越しく下さい」と書かれてあった。髪の毛の撮影もご遠慮ください，とあらかじめ伝えられ，尊厳ある心をもって，というメッセージを感じた。

アウシュヴィッツ（元々の地名はオスヴィエンチム）は，戦争前にはポーランド以外の国ではほとんど知られていない小さな町だったという。このアウシュヴィッツの収容所にとって，最も不幸だったのは，その地理的状況であった。平らな盆地の底にあり，一連の澱んだ池に取り巻かれており，そのため湿気が多く，悪臭に満ち，疫病をかもす地であった。霧の多い泥炭地であることから，この周囲に人々は住んでいなかった。

アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制絶滅収容所では，周囲に知られないよう，カモフラージュがなされていた。“収容所の音楽隊（収容されている人々で編成）”を作り，収容されている人々の行進の規律を向上させたり，日曜日は親衛隊のために演奏させたり，“残酷な音”を音楽でカモフラージュしていた。収容された人々にとっては「孤立無援」の状況にさらされていた。

ビルケナウの引き込み線で，作業に適した人はアウシュヴィッツかビルケナウの収容所に連れていかれた。ガス室に向かった人（高齢者，病者，

障害者、妊婦や子どもなど)は、地下の脱衣室へ導かれ、自分の持ち物に名前を書いておくように言われた(持ち物が自分に返ってくることはなかった)。死の恐怖からのパニックを生じさせないように人々を騙し、虱を除くという理由で、扉には“消毒室”と書かれたガス室に入れられた人々は1度に250人ほどが「チクロンB」というガスで殺された。亡くなるのに10分はかからなかったという。ご遺体は、他の収容された人々によって(親衛隊の命令)、穴の中でパラフィンをしみ込ませた布で火がつけられ、焼かれた。焼かれる前に、金歯や指輪が奪取された。骨は打ち砕かれ、川へ投げ込まれたという。

アウシュヴィッツの入り口には、“ARBEIT MACHT FREI”と書かれていたが、実際は「ここから決して自由世界に帰ることはできない」ということを心に植えつけ、絶望状態に陥れるものだった。食事はスポンジのようなパンと、泥水のようなコーヒー、腐った野菜スープ。絶滅への道は徹底されていた。

しかしFranklにとって収容所は、「恐ろしい周囲の世界から精神の自由と内的なゆたかさへと逃れる自由が開かれていた場所でもあったという。つまり繊細な性質の人間が、頑丈な身体の人々よりも収容所生活をよりよく耐えたというパラドックスがあったのだ。

過去の人々の肉眼を借りて、過去を追体験し、真実を知る、という歴史自身のもつ本質は変わらないはずもない。過去を知ることが、同時に現在を学ぶことでもある、という歴史の本質を見失わないことが大切である(犬塚, 2015)。われわれは絶えず、歴史の本質を心に刻み、自由な未来に向かっていきたい。

2. ポーランド：被害者支援システム(2017.3.20.)

犯罪被害者支援組織について、法務省家事未成年者局局长 Mikolaj Pawlak氏より紹介があった。

ポーランドは“ショパン伝統”という自分の感

情を表に出す伝統がある。何かあったら、みんなで助けるのがポーランド人。人々はお金を送金したりするなど、できることをしている。さらに、支援に関する知識を広げることにも努め、人を助けるための方法をいろいろ考えるといった気質がもともとあったという。

ポーランドの被害者支援はまだ始まったばかりである。多くの被害者は直接、警察署へ行き、情報をもたらしているのが現状。心理学的支援の領域はこれからますます進んでいくと述べられた。ポーランドでは、2009年～2012年にかけて、被害者支援の基金が設立された。この基金は支払い命令により、犯罪者が支払うことになっている。これには罰金も含まれ、約60%が被害者へ分割支払いされている。

被害者支援は、心理的支援、プラス、法律からの支援が基本。必要に応じて他の支援も可能であるという。住居への支援だけでなく、食事の支援、子どもへの支援も行っている。また、身体障害者になってしまった場合、車いす、アパートなどの支援も可能で、電話やホームページからでも様々な支援機関にアクセスできるという。

SUBVENIS VICTIMA (ポーランド被害者支援協会会長 Tomasz Piechowiak氏より)の中心は、「被害者」にあるという。つまり、被害に遭う前に戻すことが重要である。したがって、心理学者の仕事が中心になっている。ホームページは、一般の人もアクセスできるように、多言語を使用している。ここでは法務省から予算が出されているということだった。

Krakow社会組織フォーラムKRAFOS(理事長 Danuta Noszka-Lesniewska氏より)では、高齢者、家族、貧困者、身体障害者等社会保障の支援、特に金銭の支援を主にしている。クラクフでは約50%の市民がそれを受けている。

さらに、社会的支援だけでなく、警察による支援、教育的支援、健康への支援、アルコール依存への支援など、PSW、警察官、教師、心理士な

どがかかわっている。さらに、被害者支援だけでなく、加害者の支援に対しても務めている。2016年からは、ブルーカード（特別在留労働許可証）の手続きに3000名来所した。これは人身売買を防ぐことにもなっている。

また、危機介入のセンターもあり、誰もが24時間いつでも、心理士、法律の支援を得ることができる。これは無料のサービスである。被害前の状態に戻すことを目的としており、多くのボランティアで成り立っている。

Szczecin家族SOS協会では、警察との協力体制を強化していた。匿名で連絡することができる。また、携帯電話用のアプリもある。2015年に、12歳の女兒が行方不明になった際も、警察が入っていることは伏せて（背景では心理士の助言を受けながら）、村全体でサポートしていた。今年3月に12歳女兒が誘拐された事件では、子どもと家族への心理支援を継続し、二次被害防止にも努めている。他国でテロの被害に遭ったポーランド人への支援、交通事故の被害者への支援も行っている。特に、自殺の可能性を考慮し、心理士による支援を継続している。また、即時対応はPTSDを防ぐことにもなる、とのことだった。

最後に、専門家間の協働について、AGAPE（Lubinカトリック支援必要者協会）より、弁護士と心理士を繋ぐことを重視していることが報告された。心理士に繋ぐことで、解決のモチベーションが高まるという。また、被害者も弁護士だけでなく、心理士のアドバイスを求めているという。カリタス・キェルツェには、DVの被害者のセンター、危機介入センターがある。支援は無料で提供し、資金は法務省から得ている。心理士や弁護士が中心になり、心理支援、医療的支援（薬、受診料）、生活支援（食料品、服、石鹸など）、燃料、水、交通料金など提供している。また、数か所のアパートも保有しているという。自治体も民間ととらえ、連携しながら支援を継続している。

3. オーストリア・ウィーン

(1) Weisser Ring (2017.3.22.)

Weisser Ringの副会長（現役の警察官）から、警察による被害者支援について紹介された。警察では、被害者支援、女性の安全を重視しているという。「この街にいて安心」と思えることは、特に女性にとっては大切なことである。街はきれいに整えられており、何かあれば、すぐに警察官が来てくれる。犯罪防止を重視し、交通機関との連携をし、警察の関与の必要性の把握を絶えず行っている。犯罪が発生しやすいところを重点に1000台の監視カメラ、テレビを設置し、警らもこまめに実施している。ウィーン中央駅には、監視コントロール室があり、全カ所確認できるようになっている。危険性を伴うイベント、デモなどに巻き込まれないよう、絶えずチェックしている。それでも犯罪が発生したら迅速に対応している。いつでも市民が危険を感じたら現場に出動し、対策を市民とともに考えている。また、被害に遭いやすい人（女性など）へは、不審者に会った際の自己防衛策を啓発している。

最近では家宅侵入や路上荒らしは減少したが、暴力事件、女性への犯罪が増えている。制服警官のみならず、私服警官も対応できるようにしている。また、強盗や性的犯罪が発生した際、警察官は、「警察として何ができるか」という視点で被害者に被害状況を聞くようにし、犯人逮捕のための情報を収集し、Weisser Ringに繋いでよいか確認した上で、必要な情報をすべてWeisser Ringに提供するようにしている。

現場検証はせず（現場からすぐ離す）、別の場所で事情聴取をしている。裁判ではWeisser Ringのスタッフが付き添ってくれる。犯人逮捕に至った際の面通しは、直接対面ではなくWeisser Ringの支援者に付き添ってもらい、ガラス越しに確認できるようにしている。警察がすることに、Weisser Ringは介入できるという。

警察官は、Weisser Ringの会員になり、被害者支援への理解を得るようにしている。また、警

察とWeisser Ring 合同のセミナーも開催している。特に、街をよりよくするにはどうすばよいかを話し合い、協働、コミュニケーションを大切にしている。

スタッフのメンタルヘルスについて、養成教育を重視しており、仕事を通してストレスマネジメントを培うようにしている。メンタルヘルス不全に陥った際は、専門家に依頼している。警察官の CIS (Critical Incident Stress) 対策として、例えば、凄惨な情報を与え、ストレスがかかった架空の状態をつくり、どうしたらよいか、誰を頼るか、など経験者同席のもと、訓練している。凄惨な現場を見た後のケア・予防については、例えば、ある部屋に武器を持って入り、ペッパー Sprey をかけるなど、ハードな状況を模擬体験するなどの訓練をしている。これは上級の警察官対象で、年3回実施しているという。

次にWeisser Ring のスタッフより、そのシステムについて紹介があった。このWeisser Ring は、ドイツのWeisser Ring とは別組織である。1978年にボランティアから始まり、判事が作ったものである。

Weisser Ring は被害直後にコンタクトがあってから介入にはいつている。心理社会的サポート、法的支援、損害賠償請求をしたりしている。現在、施設で暮らす子どもへの性的虐待が問題になっており、政府とかけあっているところである。

理事会は、それぞれの組織（警察官、弁護士、判事、学会、心理士等）の代表者からなり、このシステムをより良いものにするため、9つの州に設置されている。

NGOであるため、運営資金は寄付によるものである。対象者は成人の犯罪被害者（DVは含まず、他人からの被害）であり、子どもの場合は、しかるべき組織に提供している。ただし、子ども時代の被害（過去の保障）への支援、経済的余裕のない被害者への支援もしている。心理士がアセスメントし、executive committeeで審査するシステムになっている。また、刑務所内での暴力に関する支援もしている。

法的手続きに関する相談（賠償請求額など）、心理的相談（再被害への恐怖、罪責感、加害者への怒りの感情など）も受けている。しかし、実際にはWeisser Ring に関与しない被害者も多い。できるだけ、自ら連絡できるよう、24時間体制の無料電話相談（昼間は心理士、夜間は弁護士対応）を実施している。メールやウェブサイトからの問い合わせもある。連絡してきた場合は、事件日（詳細は不要）、氏名・住所、電話番号等の同意書にサインをしてもらい、そこではじめてWeisser Ring につながることになる。氏名・住所を言いたくない場合は、法務省からの資金はないが、サポートは可能である。証言をする人にも、名前を伏せた状態で依頼している。

マスコミへの対応はできない、と初めから伝えるが、本人がマスコミに出たい、と言った場合は、止めるようにしている。

何が起きたのか、どんなものが必要なのかの心理社会的カウンセリングは行うが、心理療法はせず、必要があれば専門家を紹介している。

裁判について法廷でのあり方など、心理教育も実施している。少額だが、Weisser Ring から110ユーロの支援金を提供している。Emergency call（心理教育、危機介入が中心）は、法務省から資金提供をもらっている。

また、法的支援がある。これは被害者の権利として、法的手続きの中の条項に明記されている（10年前より）。これは、子どものプロテクト・センターが拡大したものである。例えば、親から虐待を受けた場合、子どもは証言する必要はなく、「何か言いたいことがありますか？」という質問に限られるという。そのため、他組織との連携を重視し、信頼関係を大切にするため、地方裁判所で、円卓会議を開催している。これは法務省との契約で成り立っており、ソーシャルワーカーや心理士などが8日半のトレーニングを受けている。この支援にかかわる謝金は法務省から支払われている。

遺族（一親等）からもサービスを要求することができるし、14歳以下の被害者は、支援を強制

的に受けられる（経費は昨年で100万ユーロ）。

裁判に際しては、法的流れ、役割、判事の要望、法廷の席次、裁判官の服など、情報提供をしている（「法廷でのミリー」という本を見せたりする）。証言を求められ、虚偽の証言をすると罰せられるという、恐怖心がわくため、「これは単なる形式」という言葉を添えると安心するという。被害者自身のエンパワメントを作るのが目的である。制限時間はないし、休憩を求めてもよい（喫煙と飲食は禁止）。わからないことは聞いてもよいし、「覚えていません」と言ってもよい、など楽な表現でよいことを伝えている。被害者の権利があり、別室での証言も可能である。また、プライベートな内容が出る場合は、傍聴人を退席させることができる。

また、15年前、父親が娘を地下室に閉じ込め、虐待したという事件では、被害者は「新しい名前」を得ることができた。これには法廷との完璧な連携が必要である。また、刑事裁判で賠償を求めることができるし、別に民事裁判をすることもできる。

ワンストップ・センターとして、Victim Support Helpline(0800 112 112)がある。DVの場合、自動的に加害者情報が伝えられるし、GPSを装着するようにすることが可能である。

(2) ウィーン地方裁判所 (Regional Criminal Court of Vienna) (2017.3.22.)

180年前に建てられた裁判所（80人の裁判官のうち60%は女性裁判官）であり、とても美しい法廷（傍聴席150席というオーストリア最大規模）を見ることができた。被告人出入口と、原告・証人出入口（待合室から出入り可能）が分かれていた。1800年代から、このような配慮がなされていることに驚いた。

裁判所内にはVictim Support Helpline(0800 112 112)のポスターが掲示されていた。裁判所内に拘置所があり、建物の3～4階は検事室があった。

所長より、裁判に関する紹介をしていただいた。

重大な犯罪は陪審制（12名参加）で裁判することになっているが、判決は有罪か無罪かを決めるだけでその理由を提示する必要はない、という点で、現在問題になっているという。陪審制開始当初は刑事訴訟の25%が陪審制にかけられていたが、その時も理由説明がなかった。次第に陪審員の能力に対する信頼が薄れ、現在では陪審制がとられるのは、わずか1%（殺人、重要犯罪のみ）になってしまった。多くは裁判官一人で判決するようになった。

昨年、ある男が車で大衆に突っ込み、10人死亡、約100人が重軽傷を負った。精神科医の精神鑑定により責任能力なし、となったが、神経内科医の精神鑑定では責任能力あり、となった。メディアは厳罰を望んでいたが、多数決で評決する陪審制では、責任能力なし、となったため、ますます陪審制廃止の動きが強くなった。

陪審員は、事件、職業、性別に関係なく、ランダムに選出される。14歳未満の少年が被告の場合、陪審員の半数にソーシャル・プロフェッション（教師、心理士など）がいなければならない。性的な犯罪の場合は、1人は男性でなければならない、といった無作為というわけにはいかないこともあるという。同席していたある裁判官は、陪審員になるのを嫌がる人はいるが、ASD（急性ストレス障害）などのショックを受けたという例はきいたことがない、とのことだった。つまり検事や判事は、法律以外にもソーシャル・インテリジェンスを求められているので、それは問題にならない、と（ウィーン医科大学のThomas Wenzel 医師・教授は、陪審員がトラウマを被ることはある。被害者支援に関する講義で伝えておく、とのことだったが）。

被害者支援に関して、あらかじめ、心理士によるカウンセリング場面を録画し、それを法廷で放映することも可能であるという。氏名は法廷で公開しても、住所は非公開にすることもある。また、これからの人生の障害になる場合は、新しいアイデンティティをもてるよう氏名を公開しない。ま

た、性的な被害、命にかかわるような被害の場合は、法的な援助の他に心理的遠慮を公的に裁判所の負担で受けることができる。DVによる女性への支援制度もあるという。

証人に対する配慮として、被告に対して顔を出さなくてもかまわない（陪審員、裁判官には顔を見せないといけない）。さらに、人生に対する大きな圧力が証明されれば、目撃者（証人）は名前を公開しなくてもよい、とのことだった。

保護観察制度もあり、被害者は加害者の情報を得ることができる。ソーシャルネットワークがあり、保護観察期間が5～10年。

再犯について、精神障害がない人では35～40%。精神障害者は1.5%。しかし、メディアは責任者探しをしたがる傾向にある。

ドイツの場合、出所させられない者の場合、ベルリン北部の湖畔近くの施設に入ることがある（小さな贅沢）。出所するよりよいし（市民にとって安全、安心）、ハイ・セキュリティの刑務所を経営するより、低価格で収容できる、という方法をとっている。

また、犯罪をする前に予防できるよう、（精神障害の有無にかかわらず）自傷他害がある際は、入院させるようにしている。しかし、病院は医師不足。繰り返し犯罪に至ることもある。州の予算も不足している。医療刑務所で対応するのではなく、精神科病院で予防できるようにしてほしい、との意見もあるという。

(3) ウィーン医科大学 (Medical University of Vienna) (2017.3.23.)

1365年に設立されたウィーン大学医学部を継承した世界最古の医科大学の一つである（ドイツ語圏では最古）。今回は、2000年以来、2回目の訪問であった。

まず、精神科主任教授より、以下のような紹介がなされた。

精神科では、精神科医がPsychotherapyを担当する。心理士は、Psychotherapyと心理検査（主

に心理検査）を担当している。白衣を着けていないのが心理士である。受けるトレーニングは、医師も心理士も同じである。ラテン語のポスターには、「治療してPsychotherapyをなさい（精神的安らぎを与えなさい）」と書かれている。過去に、第22回日本医学会総会で「病気の治療だけでなく、病気を持った人間を治療することが大切」と掲げられていたのを思い出す。

さらに“Mind meets Brain and Genes”といい、Psychotherapyは、脳や遺伝子に働きかけることができるという視点も紹介された。ロジャー・スペリーの「融合する心と脳（誠信書房）」、Psycho-onchologyの概念が脳裏に浮かんだ。

精神障害の場合、それを分析（精神分析）すると悪化することがある。Freudは、過去を重視し解釈するが、Franklは、未来志向的。現在、この大学には、Freud派、Frankl派、認知行動療法（CBT）派の3つがある。

本精神科ではこれまで、アウシュヴィッツ・ビルケナウ絶滅収容所に収容された2～300人を診てきた。「統合失調症」と診断されると殺されるため、「Personalityの問題」と診断して救ってきた。解放後は、収容されていた人々のケアを行ってきた。まず、給付金を得られるよう、PTSDの診断・アセスメントをした（PTSDは1980年以前は全く認知されていなかったが）。

あるクライアントの兄が毒殺されたため、服薬が怖くてそれを拒否した人がいた。兄が死ぬとき、叫び声が聞こえ、とても怖かったという。しかし、新しいことを見出せるよう、ロゴセラピー（Franklの実存分析）を実施した。世の中には、モンスターばかりではない、未来にはあなたを待っている何かがある、ということを伝え、回復した人がいた。

別の例では、ハンガリー国籍のユダヤ人女性が戦争中、農家の地下に隠れることができ、収容されずに済んだ。戦後、カトリックの男性（外交官）と結婚したが、その男性は70歳で亡くなってしまった。その後、ウィーンへ移住したとたん、フラッシュバックが起き、PTSDを発症してしまっ

た。つらい出来事を抑圧していたことがわかった。新しい環境を作っても、70歳を過ぎても抑圧していると蘇ってくることを悟った。また、宗教色が濃いと、自責の念を強めてしまうし、根掘り葉掘り聞くことはよくないことも学んだ（筆者は無宗教であるが、これまでの臨床経験から、宗教の有無というより、自他を大切にす人ほどPTSDになりやすいという印象をもっている）。

次に、迫害・拷問によるPTSDの研究、臨床のエキスパート、Dr.Thomas Wezel教授より、臨床・研究内容について紹介いただいた。

PTSDには二つのタイプがあり、国・文化・時代によるPTSDと、どの人にも表れるPTSD（生物学的反応）がある。後者のEvolutionary Psychology（進化心理学）では、PTSDは“normal reaction”にとらえる。患者さんの多くは「気がふれるのでは？」という不安がみられるが、これは当たり前前の反応であることを伝えることが大切である。

PTSDの概念は新しいが、昔から症状はあった。南北戦争の手紙でも、ストレスの強度が強く、ストレスの持続時間が長いと、障害として表れていた。しかし、惨事に遭ったにもかかわらず、偏見をもたれやすかった。偏見を消し、PTSDの概念を受け入れてもらうのに時間を要した。北京では、PTSDは大したことはない、と言われていたが、地震が発生し、PTSDに接することになった。

PTSDの引き金になる要因の一つに法廷がある。PTSDのことを裁判官に説明しなければならない。自分が被害に遭うのと目撃では、当事者ほど症状は重い。母親が脅迫されれば、子どもが殺されるのでは？という思いが恐怖になる。シリアで拷問を受けたクライアントを心配していた家族がPTSDにかかっていた。自責の念がPTSD症状をあおってしまい、治療も受けなかったというクライアントもいた。

つまり、事件そのものよりも、その後の状況がPTSDになることが多く、だからこそ、被害者支援が重要になってくる。

裁判官のフレームワーク本には、“裁判官は配

慮を持って接しなさい”と再トラウマを禁ずることが述べられている。法廷は加害者がいるし、ストレスのかかるところである。そのため、無料でPsychotherapyが受けられる。賠償金を犯罪者からせしめ、政府の責任として、被害者にお金が支払われる。最近証人にもそのようなシステムをとろうとしている。

PTSDに「回避」という症状があるが、これに対して、「もう危険なことはない」ということを大切にしている。

子どもに対しては「幼児保護」という病棟がある。まず、「風邪」ということで入院させている（虐待者から離れさせるため）。その際、状況の記録が大切になる。この記録にはスタンダードな書式がある。この記録に対して捜査が開始される。戦争による傷害に対しても国連が出している基準がある。これは虐待や戦争だけでなく、被害者支援に共通するものもある。

肉体的傷を目の当たりにする医師には、精神科医や心理士が立ち会い、写真を撮ることを重要視している。例えば、血腫は2週間経過すると消失するが、心理的衝撃は遺るからである。

法廷で問題になるのが、解離症状。話している内容に食い違いが生じるのは普通のこと。克明に覚えている人もいれば、覚えていない人もいる。虚言でないと理解する必要がある。したがって、陳述内容を録画し、裁判に提出することもある。

拷問による自白は無効である（年に2,3件ある）。可視化はしなければならない。加害者が被害者になることもある。犯罪者への予防モニターがあり、医師や心理士は記録をしなければならず（世界の医学協会によるフレームワーク）、その記録をしないと資格をはく奪されるという。

医師自身もトラウマを被ることがある。疲弊したり、家庭内トラブルが生じることもある。戦争被害者のサポートセンターの心理士などは、休暇をとるなど、ケアをしている。

警察官や消防署職員もトラウマを被る。特に不眠になりやすくアルコールに依存しやすくなる。

クライアントの家族も影響を受ける。イライラ

して、些細なことで怒ったり。そうすると子どもは自分を責めてしまう。したがって、家族へも状況を説明する必要がある。子どもの場合は、School Psychologistに伝えるようにしている。何年経過してもPTSDになることがあることを心にとめておかねばならない。

(4) NEUSTART (2017.3.23.)

1957年に設立した非営利組織である。政府機関ではないので、広報活動を行っている。専門家583人、1008人がボランティアである。スタッフは、ソーシャルワーカーが多く、スーパーヴィジョンを受けたり、心理士からのコンサルテーションを受けたりしている。法務省のバックアップがある。予算は4100万ユーロ。その結果、ウィーンは安全な街になった。

1950年代、戦争で建物が多数壊され、男性は戦争から帰って来ない状況で、親なし子は、大きな問題に直面した。教護院もあったが、価値観が喪失し、犯罪が多発した。お金もなく、反乱が起きた。それを鎮圧するため、警察官のみならず、軍隊も加わった。

それがNEUSTARの始まりである。

教護院に心理士がいたが、そのとき、「この子たちを閉じ込めるだけでは役に立たない。新しい価値を見出さねばならない」ということに至った。この青少年犯罪から始まったのがNEUSTARTである。スローガンは、「罰するより手助けをしない」。

1990年代になると、安全、保安を保つような支援を重視するようになった。犯罪性がないようにするのが目標である。

重視しているのが保護観察。すると70%は再犯しなくなった。GPS装置を腕に着けているものが1102名おり、再犯率は7%と低くなった。出所者のうち、3727名がカウンセリングを受けている。

さらに、加害者－被害者が仲直りするのを仲裁

もしている。74%は成功し、3年後の調査では、89%が再犯していない。また、180時間無償のコミュニティ・サービス（公共奉仕）をさせたりもしている。オーストリアには保護観察所はなく、法務省から委託され、法務省の依頼で活動を開始している。

NEUSTARTは、riskとneedを見極めることが大切（見分ける質問紙もある）。再犯を防ぐことは、再被害を防ぐことになる。人々の将来を確保していくのが大きな役割。

被害者支援も実施している。特に、二次被害を防ぐため、加害者との調停“TATAUSGLEICH（犯罪の補償）”，そのことへの賠償、公判中の被害者支援などである。

調停は、トレーニングを受けた人の判断により、加害者と被害者を同じテーブルで行う。つまり、対立ではなく、共存の基礎を作っていくものである。これは、加害者が罪をみとめ、賠償の意志があり、加害者のみならず被害者が会いたいというときに限る。ただ、隣人問題は、調停後も隣家どうしであるし、職場や学校の人間関係だと難しい。調停では“Mediation Talk（仲介トーク）”を行っている、調停前に“Single Talk”をし（それぞれ1時間）、被害者、加害者それぞれのニーズを把握し、双方の話し合いの場を設けるようにしている。ただし、加害者の側に、“心からの謝罪”がないと難しい。また、双方が、言いたいことを言えるということが大切である。被害者は、「自分の気持ちをしっかり聞いてほしい」「なぜ、自分がこんな目に合ったのか、相手にききたい」「これで終わりにしたい」と思ったときに調停を行うようにしている。この“Single Talk”には、固着した被害意識からエンパワメントを促す効果があり、被害者のニーズを引き出すことができる。被害者にPTSD症状があれば実施しない（PTSDの診断がある場合は、法的ケアと心理的サポートを受けられる。被害者が信頼できる人を指名し、付き添ってもらふことも可能）。加害者にはrisk assessmentを警察で実施してから家庭に戻すよ

うにしている。この調停を行うことで、加害者に犯罪歴がつかず、被害者も賠償を得られ、過去から自由になることができる。調停を受けた人の75%が、再び調停を受けたいと述べている。特に、法廷に持ち込みたくない、という場合に有効である。

ただ、DVの場合の調停は、賛否両論ある。DVの場合、加害者は刑務所に入るが、刑務所入所だけでは変化は得られないため、「対暴力セラピー」を実施したり、観察機関で観察している。ニュージーランドから導入した、“Social Net Conferencing (SNC)”があり、保護観察の一貫として実施している。例えば、妄想のある統合失調症者が殺人未遂事件を起こしたが、服薬を拒否しているというケースがあった。裁判官は公判前に、SNCをしてほしいと、家族や専門家へコーディネーションを依頼した。受刑せずに生活できる方法は何か、将来の計画を家族で考え、その結果をNEUSTARTに提示してくれた。これには、被害者の意見を含む必要があった。被害者は、「刑務所に入らなくてもいいから、遠くに行ってほしい」とのことだった。1週間後に公判があり、これらの経緯を陪審員に提示した。判決は、「これは殺人行為ではなく、精神障害による結果であり、受刑は不要。通常は医療刑務所であるが、それも不要」という結果だった。

以上のような活動をするためのNEUSTARTの専門性として、二次被害を防ぐこと、そしてPTSDを見抜く能力を養う、他の組織とうまく協働できるスキル、risk assessmentができるかどうか、などを重視している。

(5) フランクル博物館 (2017.3.24.)

Franklは、“119104という囚人番号”をつけられ、徹底した絶滅を目的に、自由をはく奪され、愚弄（ぐろう）され、愛する家族と余儀なく別離を強制され、絶望の世界へと追い込まれた強制絶滅収容所から生還した。「罪と罰」を書いたドス

トエフスキーは、「人間はどんなことにも慣れてしまう動物」と言ったが、ヒトラーやその親衛隊が人をモノ扱いするという感覚を目の当たりにし、実感した。一方では、極悪非道な収容所の中でも健康を保てた（長くは続かなかったが）、という事実は、そのことを証明するようだった（Franklもそのように述べていた）。ナチス・ドイツが第二次世界大戦中に組織的に行った大虐殺（ホロコースト）を目の当たりにしたFranklは、人間は何を「選択」するかを、問うていた。つまり、人間には「権力を得るためには手段を選ばない選択」「自分を守るために悪に服従する選択」「“生きる理由があれば、どんな事態にも耐えられる（ニーチェ）”にいわれるような生きる意味への志向、より豊かに生きようとする選択」など、自分の生き方には様々な選択がある。極限状況の収容所の中で、優しい言葉をかけたり、一片のパンを与えていた人々もいたという。

また、Franklは収容所体験を通して、「どんな苦悩にも意味がある」と述べ、「苦悩する人間は、どんなにひどい失敗や挫折にあってもなお、そのことに意味を見出すことができれば自己を成就することができる」と言った（フランクル、2004）。彼は、苦悩を人間的な業績に変えていく責任と意味への意志の「選択」を重視していた。

あるときFranklは絶望の淵にある人へ、未来に目を向け、生きている限り、「誰かがあなたを待っている」、自分が未来の何かに求められている、過去は変えられないが、「未来は自由」であることを伝えた。その人は未来への希望を持ち始めたという。

今回、ウィーンのフランクル博物館を訪れた際、偶然にも帰宅途中のFranklの妻エリー氏に声をかけられた。まさに奇跡！。筆者にはエリー氏がわれわれを待っていたのだと思う経験であった。

Franklの人生は苦難の連続であった。現在の妻エリー氏は93歳で健在であった。Franklの将来の道を築いた人（FranklのPTSDを治した人）と言われている。彼は、エリー氏と出会ったとき、

2冊の著書を書き上げ、生きる意欲を喪失していたそうである。Franklは自分の凄惨な苦悩を語ったあと、「もうこれで話は終わり。すべては終わり」と言った。Franklなりのディブリーフィングだったかもしれない。その後は、「前、言ったでしょう」といって、一切をエリー氏に話さなかったという。

Franklが死の間際に、著書「苦悩する人間」に挟んで、エリー氏に残したメッセージがある。

『あなたは、苦悩する人間を愛する人間に変えてくれました』

文献

- 秋本倫子 (2012) V.E.フランクル『夜と霧』再訪—“運命”の生き方— 東洋英和女学院大学人文・社会科学論集第30号 59-82
- フランクル.V.E. (霜山徳爾訳 1956) 夜と霧 みすず書房
- フランクル.V.E. (山田邦男訳 1998) フランクル回想録：20世紀を生きて 春秋社
- フランクル.V.E. (山田邦男・松田美佳訳 2004) 苦悩する人間 春秋社
- フランクル.V.E. (赤坂桃子訳 2016) ログセラピーのエッセンス 新教出版社
- ハドン・クリングバーグ・ジュニア (赤坂桃子訳 2006) 人生があなたを待っている1,2 みすず書房
- 犬塚孝明 (2015) 歴史を見る眼 鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科紀要第10号 6-8